

答 申 第 1 2 2 号

平成15年3月20日

千葉県知事

堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 古 幡 浩

異議申立てに対する決定について（答申）

平成14年8月5日付け耕第331号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成13年11月20日付けで提起された、平成13年11月6日付け耕第498号の2-1で行った行政文書部分開示決定及び同日付け耕第498号の2-2で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成13年11月6日付け耕第498号の2-1で行った「平成8年3月28日付け、換地計画更正承認に添付の更正前の換地図写し、更正後の換地図写し」の行政文書部分開示決定（以下「本件決定1」という。）及び同日付け耕第498号の2-2で行った「〇〇△△△、△△△番地の地区界の変更が承認された理由のわかる書類」の行政文書不開示決定（以下「本件決定2」という。）の取消しを求めるといふものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア どちらも耕地課と用地課あてへの請求であり、耕地課分は平成13年11月6日付け耕第498号の1-1及び同日付け耕第498号の1-2で決定されており、用地課分を耕地課が決定するのは条例違反である。

用地課が違法行為を隠そうと別の部署から通知するのは条例違反である。

イ 換地図写しについては平成13年8月1日付け耕第289号にて更正前と更正後の計2枚を「部分開示」でなく「全部開示」で交付を受けている。部分開示としたのは用地課への行政文書開示請求した決定によるものである。過去に全部開示している担当課が部分開示にする根拠はない。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件決定1及び本件決定2に係る対象文書について

安房郡鋸南町が事業主体の新農業構造改善事業〇〇地区の換地計画については、昭和60年10月29日付けで換地処分公告が行われたが、換地処分公告後に国有地の編入

に錯誤があることが判明し、鋸南町は換地計画書の更正を申請し、実施機関は平成8年3月28日付けで換地計画書の更正承認を行った。

(2) 異議申立人の主張する条例違反について

異議申立人は、土木部用地課分を耕地課が決定すること及び用地課が違法行為を隠そうと別の部署から通知することは条例違反であるとしているが、そのような事実はなく、実施機関が管理する文書を実施機関が部分開示及び不開示としたものであり、違法性はない。

(3) 本件決定1の不開示理由について

ア 開示しなかった部分は、千葉県土地改良事業団体連合会の職員の氏名及び印影が記載されており、特定個人が識別され、又は識別され得る情報が記載されているので、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第2号に該当し、また、旧条例第11条第2号ただし書のいずれにも該当しないものであるため、開示しないことのできる文書である。

イ 別件であるが、本件決定1に係る対象文書と同一の図面を対象文書とする開示請求が過去に行われたことがあった。当該図面には図面作成者の個人名及び印影が記載されており、それらは特定個人が識別される情報であるため、本来は部分開示という方法をとるべきところ、当該請求に対する決定を行う過程において担当者が事務処理を誤り、特定個人が識別される情報の部分を修正液で白塗りした上で、全部開示として処理した。

(4) 本件決定2の不開示理由について

安房郡鋸南町〇〇△△△番の地形（以下「本件土地の地形」という。）の変更については、更正申請の内容がなく、従って地区界の変更が承認された理由のわかる書類は保有（作成）していないため、不開示とした。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件開示請求及び決定について

本件開示請求の内容は、「安房郡鋸南町の新農業改善事業〇〇地区の換地更正承認の際、同町〇〇△△△が抹消となったのに同所△△△番の地形（境界）が変わったことわか

る書類、また承認された理由がわかる書類」というものであり、これに対して実施機関は、本件決定1及び本件決定2を行ったものである。

(2) 本件決定1及び本件決定2を行った実施機関の担当課(所)について

異議申立人は、上記2(2)アのとおり主張するので、以下検討する。

ア 行政文書の開示請求は、条例第5条の規定により実施機関に対して行うこととされており、条例第12条の規定により開示・不開示の決定も実施機関の名において行うこととされている。

また、「知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱」(以下「取扱要綱」という。)において、情報公開窓口として総合窓口と各出先機関窓口を設置すること、総合窓口で開示請求書を受け付けた場合には、開示請求に係る行政文書を保有する本庁の課(室)局及び出先機関(以下「担当課(所)」という。)へ開示請求書を送付することが定められている。

さらに、取扱要綱では、本庁の課(室)局においては総合窓口が開示請求書の受付を行い、原則として本庁の課(室)局は開示請求書の受付を行わないものと定められ、また、同一内容の行政文書が複数の本庁の課(室)局及び出先機関に存在する場合には、当該行政文書を作成し、若しくは当該行政文書に係る事務又は事業の主体となっている本庁の課(室)局又は出先機関を担当課(所)とすると定められている。

イ 本件開示請求については、総合窓口で請求が行われており、請求の対象となる行政文書に係る事務の主体が知事部局の農林水産部耕地課であることから、同課が取扱要綱に定められた担当課(所)であると認められる。また、本件開示請求自体が、知事部局の特定の課(室)局を担当課(所)として限定した内容のものであると客観的に判断し得るような特段の事情も認められない。

ウ したがって、農林水産部耕地課が担当課(所)として本件開示請求に対する決定をしたことについて、何ら違法性は認められない。

なお、異議申立人は「用地課が違法行為を隠そうと別の部署から通知するのは条例違反である」と主張するが、これは単なる異議申立人の主観であって、理由を認めることはできない。

(3) 本件決定1について

ア 本件文書について

本件文書は、安房郡鋸南町が新農業構造改善事業〇〇地区の換地計画の更正を申請して承認を受けた際に、申請書に添付された換地図写し(以下「本件換地図写し」と

いう。)であり、換地計画書の一部を構成するものである。

実施機関が不開示とした情報は、本件換地図写しに記載された図面作成者個人の氏名及び印影の部分である。

イ 旧条例第11条第2号該当性について

(ア) 本号本文該当性について

上記アで実施機関が不開示とした情報は、個人に関する情報であって特定個人が識別されるものであるから、本号本文に該当する。

(イ) 本号ただし書該当性について

上記(ア)で本号本文に該当するとした情報が本号ただし書に該当するか、以下検討する。

- a 土地改良法は、換地処分が行われた場合には換地計画に係る土地及び建物について登記手続をすることを義務付けており、土地改良登記令第6条は、換地計画書を当該登記手続の添付書類と定めている。

本件換地図写しは、錯誤に基づく換地計画内容の軽微な変更に関するものであるが、換地計画の変更内容に応じた登記手続が必要であるため、登記手続の添付書類として法務局にも提出されている。その結果、本件換地図写しは、登記簿の附属書類として不動産登記法に基づく閲覧の対象となっている。

しかし、同法第21条は、登記簿附属書類の閲覧については利害関係のある部分に限って請求できるものとしており、附属書類に記載された情報は何人でも閲覧することができる情報であるとは認められないため、ただし書イに該当しない。

- b 本件換地図写しは換地計画の更正承認に関するものであり、公表を目的としているものであるとは認められないので、ただし書ロに該当しない。

- c 実施機関は土地改良法に基づいて認可した換地計画の更正承認手続に際して本件換地図写しを収受したものであるが、上記(ア)で実施機関が不開示とした情報は、県民の生命、身体、健康、生活等を保護し、公共安全を確保するために公開することが必要であるとは認められないから、ただし書ハに該当しない。

(ウ) したがって、上記アで実施機関が不開示とした情報は、旧条例第11条第2号に該当し、開示しないことができるものである。

ウ 異議申立人の主張について

異議申立人は、上記2(2)イのとおり主張するので、以下検討する。

実施機関の説明によれば、本件諮問に係る開示請求とは別件の手続において本件換

地図写しの開示請求を受け、平成13年8月1日付け耕第289号で行政文書開示決定を行ったが、その際に事務処理の手違いがあり、上記アの情報を修正液で塗り潰して開示されない状態にした上で、その他の情報について全部を開示する決定をしたとのことである。これは、開示しないことができる情報を不開示とする事務処理としては、通常の方法で行われたものではないと認められる。

しかし、当該事務処理は、本件決定1とは別個の行政文書開示決定に関するものであり、当審査会の判断を左右するものではなく、異議申立人の主張は認められない。

もっとも、情報公開制度の適正な運用という観点からは当該事務処理は、不適切と言わざるをえない。よって、実施機関においては、今後このような事務処理が行われることのないよう十分留意するよう求める。

(4) 本件決定2について

異議申立人が開示を請求した行政文書は、新農業構造改善事業〇〇地区の換地計画の更正の承認の際に、本件土地の地形が変更されたことが分かる書類であると認められる。

実施機関は土地改良法に基づいて当該換地計画を認可し、さらに更正承認を行ったものである。しかし、当該更正承認手続においては、換地計画の地区界は変更されているが、本件土地の地形は変更されていないと認められる。

よって、本件土地の地形に関して、開示の対象となるべき行政文書は不存在であると認められる。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件決定1及び本件決定2は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
14. 8. 5	諮問書の受理
14. 8. 20	実施機関の理由説明書の受理
14. 9. 2	異議申立人の意見書受理
15. 1. 29	審議
15. 3. 3	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
岩間昭道	千葉大学教授	
佐野善房	弁護士	
福武公子	弁護士	
古幡浩	城西国際大学講師	部会長

(五十音順：平成15年3月3日現在)